

((様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

資料番号	7 - 2	担当課	長寿介護課		
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	4 - 2	許認可等の内容	戦傷病者手帳の交付 (目症該当者)
1 法令の定め (許認可等要件) 戦傷病者特別援護法第4条第2項 知事は、次に該当する者に対し、その者の請求により、戦傷病者手帳を交付する。 法第2条第2項第1号に掲げる軍人又は準軍人であった者で、公務上の傷病により旧恩給法施行令 (大正12年勅令第367号恩給法施行令の一部を改正する勅令 (昭和21年勅令第504号)) による改正前のもの第31条第1号に定める程度の障害がある者 ただし、日本の国籍を有しない者は交付しない。 (法第4条第3項)					
2 審査基準 戦傷病者手帳の交付にあたっては、次の事項に留意して行う。 戦傷病者特別援護法の施行について (昭和38年11月1日付け厚生省発援第166号厚生事務次官通知) 戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について (昭和38年12月27日付け厚生省発第1206号厚生省援護局長通知) 公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けていない者から戦傷病者手帳の交付の請求があった場合は、厚生労働大臣に公務上の傷病の認定を受けたのち戦傷病者手帳の交付を行う。 なお、傷病恩給等を受給する見込みの者については、戦傷病者手帳の交付の申請は、傷病恩給等の裁定を受けた後において行うこと。 添付書類 戦傷病者特別援護法施行事務取扱要領について (昭和38年12月27日付け厚生省発援第1206号厚生省援護局長通知) 公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けている者					

((様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	7 - 2	担当課	長寿介護課
法令名	戦傷病者特別援護法	根拠条項	4 - 2	許認可等の内容	戦傷病者手帳の交付 (目症該当者)	
<p>(1) 住民票の写し</p> <p>(2) 公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けたこと及びその障害の程度が認められる書類</p> <p>(3) 請求の当時の公務上による障害の状態についての医師の診断書</p> <p>(4) 写真2枚</p> <p>公務上の傷病について傷病恩給等の裁定を受けていない者</p> <p>(1) 住民票の写し</p> <p>(2) 履歴書</p> <p>(3) 請求の当時における障害が公務上の傷病によるものであることが認められる書類</p> <p>(4) 障害の原因となった負傷又は疾病の症状の経過を記載した書類</p> <p>(5) 障害の当時における公務上の傷病による障害の状態についての医師の診断書</p> <p>(6) 写真2枚</p>						